

要請に対する回答について

平成19年 4月17日

4月6日に提出のあった「山鳥坂ダム環境影響評価準備書に対する意見書提出者の氏名公表に関する要請」に対する回答は下記のとおりです。

今回の事態を招きましたことは、貴重なご意見を提出して下さった方々に対し、また公的機関が実施する意見聴取に対する国民の皆様の信頼を損ないかねないことであり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます次第です。

今後二度と同様の事態が生じないよう個人情報の取り扱いにあたっては、再発防止に向け細心の注意を払ってまいります。

記

【要請1】

氏名公表に関する具体的なプロセスを、全て明らかにすること。

【回答1】

氏名表示に関する経緯は以下のとおりです。

3月19日、環境影響評価準備書に対する住民意見の全文をPDF形式にて事務所ホームページに掲載(以下「PDFファイル」という。)。なお、このPDFファイルは、以下の手順で作成。

- 1)意見の概要を作成するため、山鳥坂ダム工事事務所において、意見書をワード形式として打ち直しを行う(以下「ワードファイル」という。)。その際、一つの意見を一つのワードファイルとして保存し、作業の便宜上、ファイル名を提出者名とした。
- 2)意見書を環境検討委員会資料(公表用)として準備するため、53のワードファイルを委託業者に送付した。
- 3)委託業者がPDFファイルを作成する際に、ワードファイルと同様に、意見毎に提出者氏名でファイル名を付けた。
- 4)委託業者が、これらのファイルを統合する際、複数のPDFファイルを一つのファイルにすることができるフリーソフトを活用。その際、各ファイル名が、統合されたファイル内に記憶され、「しおり」という形で表示される機能がついていた。(「しおり」のタブを押さないと、氏名は表示されない状態となっていた。)

3月30日、山鳥坂ダム工事事務所職員が当事務所のホームページに掲載していた意見書のPDFファイルを閲覧していたところ、意見提出者の氏名が閲覧できる状態に置かれていたことを発見。直ちに削除。

その後、被害状況(アクセスの有無や他のページ)の把握や原因究明、過去に同様の事例がなかったのかの確認、意見提出者へのお詫びの準備に着手。なお、3月19日の意見公開以降、削除するまでの間に当事務所ホームページの閲覧は306回カウントされ

ていた。(但し、意見を掲載したページの閲覧数やファイルのダウンロードの回数についてはカウントしておらず不明である。)

4月1日、意見提出者の方々にお詫び文書を送付。記者会見にて一連の経緯や原因、再発防止策等について公表。

【要請2】

なぜ氏名公表に至ったのか、理由を明らかにすること。

【回答2】

意見提出者の氏名が閲覧できる状態になっていた理由は、複数のPDFファイルを統合した際、活用したフリーソフトに、個々のファイル名を記憶し、「しおり」という形で表示させる機能がついていることを把握していなかったこと、また、ホームページ掲載時の職員等における確認の際も、画面上に表示されないことから、氏名が含まれているファイルであることを見落としていたことです。

【要請3】

今回の個人情報発表は、発表してはならない情報であったが、必要な情報は発表すること。環境検討委員会などでの発言者の氏名は、公表が必要な事項である。

【回答3】

今後、今回と同様の事態を招かないよう、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払いつつも、行政の透明性の確保に引き続き努めてまいりたいと考えています。

【要請4】

今後、今回のような事態を引き起こさないこと。

【回答4】

山鳥坂ダム工事事務所としては、今後二度と同様の事態が生じないよう、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ・ホームページ掲示に際しては、全て所内決裁事項とする。決裁に際しては、書面による内容確認に加え、試験データによる動作確認を実施する。
- ・全職員を対象に、電子文書ファイルの取り扱い方について周知徹底を図る。

【要請5】

今後このような事態を引き起こさないために委員会を設け、委員に今回の氏名公表者を含めること。

【回答5】

今回の事態を受け、四国地方整備局においては、管内の全事務所を対象として緊急点検を実施しており、その結果を踏まえ、掲載時の確認体制の強化などの再発防止策を定めたところです。

山鳥坂ダム工事事務所においても、上記の再発防止策に基づいて、今後二度と同様の事態が生じないよう努めるとともに、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払っていきたいと考えております。

以上